

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公益団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高年齢者の社会参加を促進し、高年齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献をしている。

令和5年10月から消費税制度において、適格請求書等保存方式（通称、インボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、現在は免税事業者であるセンター会員は、適格請求書を発行することができないことから、センターは仕入れ額控除が出来なくなり、新たに預かり消費税を納税する必要が生じる。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担をする財力は持っていない。

人生百年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現を求められている中、些少な配分金よりも社会参加・健康増進に重きをおいた「生きがいづくりのための就業」をしているセンター会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとする高年齢者のやる気や生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力の低下をもたらすことも懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさにセンター存続の危機となる。

よって、本市議会は国に対し、消費税制度においては、小規模事業者への配慮から、年間課税売上高が一千万円以下の事業者は、消費税納税義務が免除されていることやインボイス制度においても一部の事業者に対しても、特例制度が設けられていることを鑑み、少額の収入しかないセンター会員の配分金が今以上に減少することなく、センターにおいても安定的な事業運営が可能となるよう適切な措置を講じられるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月23日

提出先 衆議院議長 殿
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済産業大臣
厚生労働大臣

愛知県豊明市議会議長 一色美智子